

June 2013

vol. 214

### 今月のトピックス

民間資金活用モデルにおける公共事業の商機  
飛躍する台湾産業

台湾バイオテクノロジー産業の発展と  
中台の医薬衛生協力協議で期待される商機

台湾進出ガイド

三角貿易における営業税の取り扱い(下)

### 日本企業から見た台湾

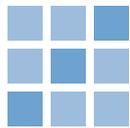
～東京陽光不動産(股)有限公司副総経理  
内山将之氏インタビュー～

台湾富裕層向けに不動産投資のワンストップ  
サービスを提供するサンフロンティア不動産

台湾マクロ経済指標

インフォメーション

## 【今月のトピックス】



### 民間資金活用モデルにおける公共事業の商機

公共事業への民間資金の導入は、台湾政府が推進する重要な政策の一つである。国際情勢の変化を受け、台湾の経済成長も近年鈍化しており、これが政府の財政収入にも影響を及ぼしているが、公共事業の予算限度額は2014年に1,613億元と、2013年の1,750億元から約10%削減される。この状況を受け政府は、民間資金を有効活用して公共事業への投資を促すことで財政負担を軽減するべく、英国と日本の事例を参考に、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ(PFI)つまり民間資金活用制度の導入を検討している。本稿では、日本企業の参入の可能性を視野に、台湾におけるPFI制度の推進と計画執行の状況について紹介する。

#### 台湾における公共事業への民間参入の現状

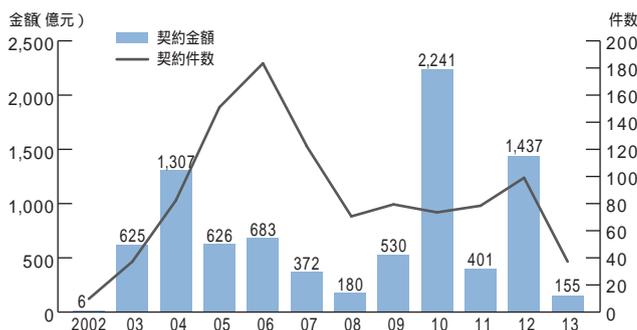
台湾における民間事業者の公共事業への参入に関する法的根拠は、主に2000年施行の「促進民間参与公共事業法(公共事業への民間参与促進法、以下、促参法)」である。同法の適用範囲は、交通機関、文化・教育、社会・労働者福祉施設といった公共性を主軸としたものから、観光・レジャー、商業・工業施設など商業性の高い13項目20種類の公共事業までとなっている。民間の参入方式は、有償または無償のBOT(建設、運営、譲渡)とBTC(建設、譲渡、運営)、ROT(改修、運営、譲渡)、OT(運営、譲渡)、BOQ(建設、所有、運営)といったモデルがある。

2012年5月末現在、促参法に基づく民間の参入が実現した公共事業は、契約ベースで1,021件、契約金額は総額8,563億元に上り、政府の財政支出を約8,092億元削減したと推計される。これまでの契約ベースの件数と金額の推移は図1の通りである。

これまで促参法に基づき民間参入が実現した公共事業を種別に見ると、安定した利用者が見込まれ、民間の参入意欲を明確にしやすく、有料での利用を納得しやすい事業が多い。特に文化・教育施設、交通網整備、衛生・医療施設、重要観光・レジャー施設などは累計で794件と、これまでの公告入札件数の76%を占める(図2参照)。

現行の促参法の規定では、プロジェクト推進前に、現金収入でどれだけ運営経費をまかなえるかを示す「自償率」の事前評価が必要になっているが、これが100%以上のものにおいて、一定の成果が上がっている。しかしながら、公益性が高く自償率が低いまたはゼロに近いプロジェクトに関しては、政府が資金面での補填や建設費用の一部を投資するとしているものの、投資額の制限や、補填メカニズムと法の整備といった課題が解決しない限り、民間資金の導入は難しい。そこで、英国や日本でのPFI制度の推進状況を参考に関連制度を整備することが台湾にとって推進すべき政策の一つとなっている。

図1 民間事業者の公共事業参入状況



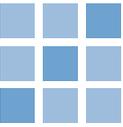
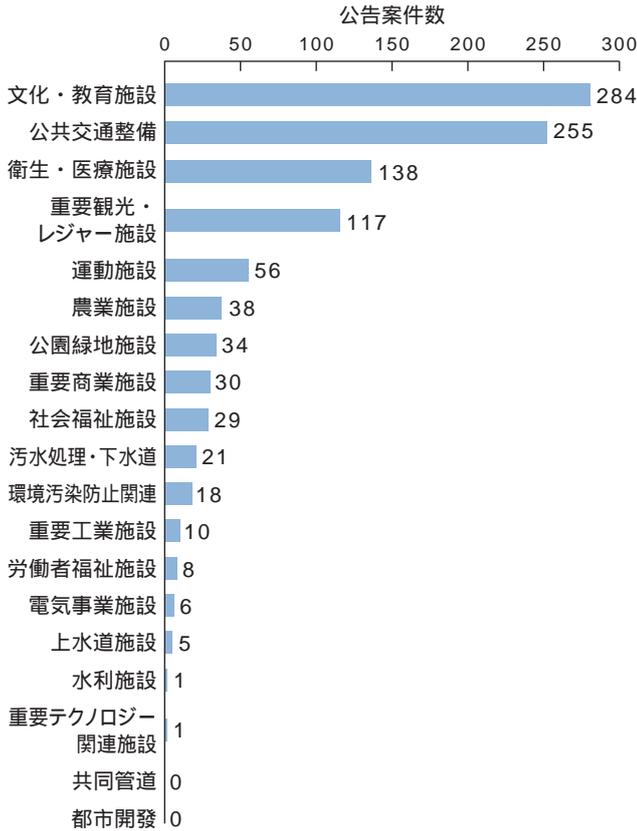


図2 これまで民間が参入した公共事業の種別



出典：財政部推動促参司のデータを基にNRIまとめ

### モデルケース推進によるPFI制度整備

行政院（日本の内閣府にあたる）は2012年6月、PFI推進制度を確立するべく、促参法の主務機関にモデルケースの推進に取り組むよう指示した。

財政部推動促参司の構想によると、今後PFIモデルで公共事業を進める場合、経費の資金源が中央政府の予算であれば、すべて「政府購買公共サービス型促参計画作業原則（政府による公共サービス調達への民間参与促進計画作業要領）」によって関連作業の手続きを行うこととする。経費が中央政府の予算ではない場合、主務機関が同要領を参照した上で手続き方法を策定する。

現在、中央政府がモデルケースとして選定した事業の種別は、汚水処理・下水道、海水淡水化プラント、長期ケア施設で、これらの事業の主務機関がモデル計画の選定にあたる。現時点では、内政部が「屏東コミュニティ型認知症ケア施設」をモデル計画とするよう申請した。今後、財政部が事前計画作業の推進を支援する。その他モデル計画の推進状況は表1の通りである。

表1:台湾におけるPFI推進計画

推進主体	公共事業の種別	計画名称	企業誘致時期
内政部・彰化県	下水道	彰化県和美下水道システム	未定
經濟部・桃園県	海水淡水化プラント	桃園海水淡水化プラント	2017年末
内政部・屏東県	長期ケア施設	屏東コミュニティ型認知症ケア施設	未定
台北市	公共賃貸住宅	台北市賃貸住宅計画	2014年4月

出典：推進促参司と台北市政府の資料をもとにNRIまとめ

### PFIで公共住宅建設を進める台北市

台北市政府は、「公共住宅の多元的な戸数増」を目指すアクションプランを策定、2011年から14年にかけて、公共住宅4,808戸について開発または建設計画を進め、長期的に公共住宅の戸数を台北市の住宅戸数の5%（約4万5,000戸）にまで引き上げることを目指している。

公共住宅の供給目標を達成するため、市は（1）再開発計画、（2）市による建設、（3）民間委託による事業推進、（4）市と民間による共同建設の4つの方法を通じた取り組みを進める。このうち、（3）では市が市有地を提供し、BOTまたはPFI方式で開発する。建設への投資や賃貸住宅の運営への民間参入を促すため、市は南港、士林、北投、文山など5カ所の総面積3.87ヘクタールの用地をPFIモデルによる公共賃貸住宅の開発計画に提供し、開発可能な延べ床面積は13万平方メートル近くに達する。市の公告によれば、早ければ2014年4月にも企業誘致を公告する。

中央政府のPFIモデル計画のスタートと、関連制度が徐々に整備されていることで今後、台湾における公共事業への民間参入をPFIモデルで進めるケースが急増することが予想される。

(江啓漢:c-chiang@nri.co.jp)

飛躍する台湾産業



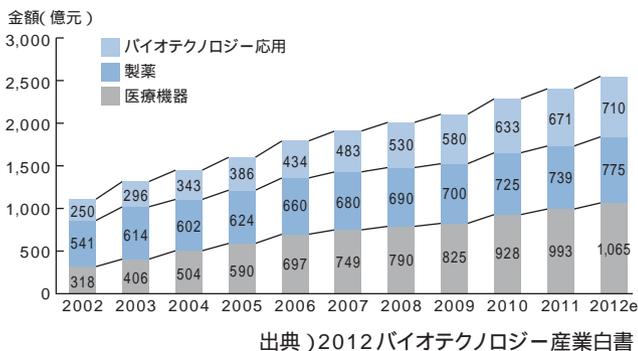
## 台湾バイオテクノロジー産業の発展と 中台の医薬衛生協力協議で期待される商機

バイオテクノロジー産業は、台湾政府が積極的に推進する産業の一つであり、企業の研究開発投資などの助成を行っている。国際協力の面では中台間の两岸経済協力枠組み協議( ECFA )の前提のもと、「海峡兩岸医薬衛生協力協議( 協定 )」を締結し、医薬品、医療機器、健康食品、化粧品の4品目、および医薬品検査基準や管理基準について交渉を進めている。本稿では台湾バイオテクノロジー産業の現状と課題、および「海峡兩岸医薬衛生協力協議」の現況を紹介し、日台協力の可能性を模索する。

### 台湾バイオテクノロジー産業の現況

台湾バイオテクノロジー産業は、製薬、医療機器、バイオテクノロジー応用の主に3つの分野に分けられる。政府統計によると、同産業の2012年の生産額は2,550億元に達している( 図1を参照 )。3分野でそれぞれ生産額の大きい主な製品は、製薬分野において、後発医薬品を中心とした薬剤( 漢方除く )と原薬( API = Active Pharmaceutical Ingredients )、医療機器分野においては、血糖値試験紙と血糖計、バイオテクノロジー応用分野においては、健康食品となっている。

図1 台湾バイオテクノロジー産業の生産額



### 台湾バイオテクノロジー産業発展の課題

同産業の発展が進む一方で、上記の3分野について、それぞれ課題も明らかになっている。

製薬分野では、台湾企業の多くが中小企業であり、後発医薬品と内需市場向け製品を主に手掛けている。ただ、後発医薬品は価格競争圧力にさらされやすい上、内需市場が小さいため、海外市場の開拓は必須である。そこで海外の政府・企業と協力が重要な鍵となる。南光化学製薬( NK )や中国化学製薬( CCPC )、杏輝薬品工業( シンファー・ファーマスーティカル )など17社は、日本の厚生労働省の現地調査を受け、自社製品の日本への輸出を実現している。

医療機器分野では、台湾メーカーの技術は世界大手メーカーのODM/OEMを受託できるレベルであると同時に、血圧計や歩行器など家庭用製品ではODM/OEMにて世界市場で高いシェアを有している。一方で、基幹部品の自製率の向上や、より高い付加価値の医療機器製品へのシフトが今後の課題となっている。

バイオテクノロジー応用分野では、農業、スペシャリティケミカル、食品、環境、バイオテクノロジーサービスなどの事業を展開する。近年、世界各国で医薬品の開発コストが上昇し、製薬会社の研究開発費用が増加する一方で、新薬承認件数は増えていない。世界各国が医療分野への公的支出の削減、後発医薬品の利用が拡大していることを受け、製薬会社は研究開発の一部や製造を外部委託し、本業の経営に専念するという状況が生まれている。このような現状を踏まえ、台湾政府は同産業の推進に当たり、CRO( 医薬品開発受託機関 = Contract Research Organization )とCMO( 医薬品製造受託機関 = Contract Manufacturing Organization )の発展を重視している。台湾企業がCROとCMOとしての実力を蓄えることで、世界大手製薬メーカーとの協力チャンスが拡大し、潜在的な商機づくりを支援するのが狙いである。

### 産業発展に向けた台湾政府の取組とその成果

台湾政府は近年、同産業の発展に全力で取り組んでいる。各地域の特徴を活かし、北部は台北の「南港生物科技園區」や「新竹生物医学園區」、南部は屏東の「農業生物科技園區」など、バイオテクノロジー医薬産業クラスターの発展を推進している。2007年からは「バイオテクノロジー新薬産業発展条例」を施行し、企業に税制面での優遇措置を提供しているほか、2013 ~ 15年は「台湾バイオテクノロジー産業飛躍アクションプラン」のもと、人材育成を進め、優れた新薬や新型医療機器のプロジェクトを助成していく。

医療機器分野では、ハイエンド領域への発展に向けて企業を



後押しするため、14年から17年に14億4,000万円の予算を投じ、研究開発を助成し、特に医療用超音波、デジタルX線撮影装置、MRI（核磁気共鳴画像診断）装置などを重要発展製品に据えている。

製薬分野では、PIC/S（医薬品査察協定および医薬品査察協同スキーム）や米食品医薬局（FDA）の基準を満たすべく、産業を挙げて取り組んでいる。2013年1月1日からは、アジアで初めて正式にPIC/S加盟国となったことに加え、衛生署食品薬物管理局（TFDA）は、メーカーに対し、2014年末までにPIC/SとGMP（製造管理および品質管理に関する基準）を統合したPIC/S GMPガイドラインへの適合を義務付けている。これをクリアしなければ医薬品の製造と販売ができなくなるため、今後すべての国内メーカーが、世界市場に参入できる実力を備えることとなる。

現在、台湾では新薬を自主開発するメーカーはないが、多数の新薬が治験の最終段階に入っているほか、ライセンス供与を受けるケースも多数あり、国際間協力も徐々に増加している。2012年に日本の創薬ベンチャー、ナノキャリア社が、台湾の友華生技医薬（オリエン特・ユーロファーマ）と共同開発した抗がん剤新薬の治験を台湾で行い、合弁での工場設立を決定した。2013年にはグラクソ・スミスクライン（GSK）が将来20項目以上の大型治験を台湾にて行う内容の協力意向書を台湾政府と交わした。世界最大のCRO事業者である、クインタイルズも台湾への投資について、台湾大学医学部付属病院と初期の協議を行っている。

#### 「海峡兩岸医薬衛生協力協議」の進展

ECFAの枠組みのもとでの中台の経済協力が深まる中、バイオテクノロジー産業でも中台協力の枠組みが整いつつある。

台湾と中国は2010年12月21日、「海峡兩岸医薬衛生協力協議」に調印し、2011年6月26日に発効した。TFDAは2012年、中国の国家食品薬品监督管理局（SFDA）と、兩岸医薬品協力プロジェクトオフィスおよび医薬品、医療機器、健康食品・化粧品、検査・承認の4つの作業チームを立ち上げ、今後の医薬品分野における協力体制を確立した。これにより、中国の特定の都市を選んで各省がSFDAの許可を経ずに独自に承認できる製品を定め、台湾と中国の医薬品協力の第一歩

として取り組む方針である。

現時点のスケジュールは未定だが、中国大陸東南沿海部にある福建省の福州とアモイの2都市において試験的に協力を進める「グリーンライン」計画において、台湾の医療機器と漢方薬、健康食品、化粧品の治験を行うものについて申請や登録、審査を簡素化して中国市場への製品投入のコストを削減と認証期間短縮が可能になる予定である。

具体的には、「医薬衛生協力協議」の枠組みのもとで、兩岸協力拠点として選定した台湾の医療機関で行った試験データをSFDAが承認することで、中国大陸の認可申請の際の試験を省略し、これにかかるコストと時間を大幅に削減するといった協力モデルが考えられる。

さらに、台湾で新薬の第1フェーズと第2フェーズの治験を行い、中国で引き続き第3フェーズの治験に入るといった協力モデルも可能であろう。

#### 「海峡兩岸医薬衛生協力協議」を利用した 医薬品の台湾経由中国展開の機会

中台協力の枠組みのもとで今後、日本の製薬、医療機器、健康食品、化粧品関連企業は、台湾企業との協力や台湾への投資を通じて台湾拠点の機能を拡大させ、中国市場参入に必要な期間を短縮することが可能ではないだろうか。

台湾のバイオテクノロジー産業はこれまで一定の研究開発力と治験のノウハウを蓄えてきた。さらに知的財産権の保護環境も整っていることから、台日協力モデルでは研究開発、製造、販路など各自の強みを連動させることができる。同時に、中国市場への独自参入と比べた経営リスクの軽減や、知財権の保護も見込める。

このようなメリットを踏まえて、同産業関連企業は、兩岸医薬衛生協力協議が進む過程で内容を見極める必要があると同時に、新薬治験の所要期間は長いと、一刻も早く事業展開に着手することが望まれる。現在、ファイザーやGSK、クインタイルズといった世界の有力企業が台湾との治験協力に向け交渉を進めており、中台間での治験協力体制が確立すれば、第一に恩恵を受けることになるであろう。

（呉吟蒞：y-wu@nri.co.jp）

台湾進出ガイド



## 三角貿易における営業税の取り扱い(下)

先月号に引き続き本稿では、三角貿易における営業税関連の解釈例を紹介する。

財政部 79/06/30 台財税字第 790647491 号

### 三角貿易でL/Cの差額を以って統一發票を発行した場合はゼロ税率を適用できる

甲社が外国客先の貨物買付注文を受けた後、国内業者丙社に発注してから、丙社が更に第三国サプライヤーに発注、且つ第三国サプライヤーより直接上述の外国客先に引渡すことを指示する状況に於いて、当該甲社は本部 75/7/29 台財税第 7555603 号通達に従い、L/C 収支の差額をコミッション或いは手数料と見なして統一發票を発行し帳簿処理し、並びに營業税法第七条第二号規定によりゼロ税率を適用できる。また、丙社の部分については、甲社から受取った品代と第三国サプライヤーに支払った品代の差額をコミッション収入として、遅くとも第三国サプライヤーの出荷パウチャー(例えば B/L 等)の日付より3日以内に統一發票を発行すること。その甲社及び第三国サプライヤー宛発注に係わるドキュメントは、慎重に保存し徴税機関の検査照合に供えること。

#### <参考2>

財政部解釋令 2008年10月29日付 台財税字第09704550620号

国内業者(甲)が国内買受人(乙)の注文を受け、国外取引先(丙)に対して注文を出し、直接買受人乙の名義で輸入通関する取引形態の場合、その受け取り及び支払いの差額をコミッション収入とみなして、或いはその取得するコミッション収入に基づいて、国外サプライヤー丙を宛先として課税二連式統一發票を発行しなければならない。

#### <参考3>

三角貿易に関連して營業税法第7条におけるゼロ税率の適用のうち、第4項の適用に関して参考となる解釋令が発せられたため、以下に掲げる。

財政部解釋令 2007年6月29日付 台財税第09604530290号

主 旨：業者が国外の顧客から貨物の発注を受けた後、指示通りに貨物を保税区の業者に引渡し、並びに外貨収入を取得する場合についての課税規定を解釈する。

全文内容：一、業者(課税区及び保税区の業者を含む)が外国の顧客から貨物の発注を受けた後、国外顧客の指示通りに貨物を保税区の業者(科学工業園区の園区事業、農業科学技術園区の園区事業、自由貿易区内の自由港区事業、免税輸出区内の輸出事業及び税関管理の保税工場、保税倉庫、物流センター)に引渡し、外貨収入を取得する場合は、その營業税はゼロ税率を適用することを認める。

二、業者が国内の顧客から貨物の発注を受けた後、その国内の顧客の指示により貨物を保税区の業者に引き渡す場合については、その国内の顧客が保税区の業者であり、発注された貨物に營業税法第7条第4項規定のゼロ税率が適用される場合を除いて、法により營業税を課徴する。

五、本令公布日に審査確定されていない案件は、本令の規定により処理すること。

財政部 2002年6月6日 台財税第0910453451号令

摘 要：保税区(業者)が国外の顧客から保税貨物の発注を受けて、その指示により課税区の買受者に引渡し、外貨を取得した場合はゼロ税率が適用できる。

内 容：一、科学工業園区内の園区事業及び免税加工輸出区の区内事業及び税関管理の保税工場、保税倉庫(以下保税区(業者)という)が国外顧客から保税貨物の買付注文を受け、並びにその指示により、当該保税貨物を指定した国内課税区買受者に引渡し、外貨収入を取得する場合、その營業税はゼロ税率が適用できる。

二、保税区の業者が国外の顧客から非保税貨物の買付注文を受ける場合、又は課税区業者が国外顧客の注文を受ける場合、その指示により貨物を指定された国内課税区の買受者に引渡しした場合は、5%の税率で營業税を課する。

参考資料：勤業衆信聯合會計師事務所編『台湾ビジネスガイド』(2012年9月現在)

勤業衆信聯合會計師事務所 日系企業サービスグループ電話: +886-2-2545-9988

横井雅史(Ext.6914) 宮川明子(Ext.6949) 高尾圭輔(Ext.3904) 田村和也(Ext.3905) 加藤宗一郎(Ext.3607)

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>

## 台湾富裕層向けに不動産投資の ワンストップサービスを提供するサンフロンティア不動産

東京都心におけるオフィスビルや店舗ビルを中心に、不動産活用の専門サービスを提供するサンフロンティア不動産。2013年3月に台湾拠点を設立し、台湾の富裕層を主な顧客ターゲットとし、東京都心の不動産の魅力を伝え、不動産投資に関連するサービスをワンストップで提供している。本稿では、サンフロンティア不動産の台湾現地法人である東京陽光不動産(股)有限公司の内山副総経理を訪ね、台湾拠点設立の経緯や今後の事業展開についてお話を伺った。



東京陽光不動産(股)有限公司副総経理  
内山将之氏

### 一 貴社の事業内容と台湾拠点の位置付けについて

当社は日本において、東京都心部に7拠点を構え、地域に密着した営業活動で、約1600名のビルオーナー様と多数のテナント様に、年間700件に及ぶ賃貸仲介とビル管理運営のサービスを提供させて頂いています

主な事業は3つあります。1つ目の「不動産再生事業」としては、リプランニング事業・賃貸ビル事業・不動産証券化事業を行っています。2つ目の「不動産サービス事業」として、プロパティマネジメント事業・ビルメンテナンス事業・賃貸仲介事業・売買仲介事業・建設ソリューション事業・土地有効活用事業・滞納賃料保証事業を行っています。そして、3つ目の「富裕層サービス事業」として、富裕層をターゲットとした資産運用コンサルティング事業を行っています。3事業ともに、東京都心の5区(中央区、千代田区、港区、新宿区、渋谷区)を中心に展開しています。

東京陽光不動産(股)有限公司は、当社の100%子会社として今年2月に設立されました。当社初の海外拠点として、日本の不動産への投資を検討されている台湾のお客様に対して、東京都心の不動産の売買仲介、賃貸仲介、建物管理のサービスを提供する、いわゆるインバウンド業務を行っています。

### 一 台湾進出の経緯について

当社は、2010年頃から海外進出の検討を始めました。海外進出検討のきっかけは、海外から日本不動産投資の問い合わせの増加です。また、問い合わせが増えるだけでなく、

実際に成約件数も伸びていました。特にアジアやヨーロッパからの問い合わせが多く、アジアでは中国、台湾、韓国など、ヨーロッパではドイツからが多くなっています。ドイツは、主に機関投資家からの問い合わせが多い一方、アジアからは個人投資家からの問い合わせが多いのが特徴です。

当社は、法人向けではなく、主に個人顧客へのサービスが事業の主軸であり、まずは個人投資家からの問い合わせが多いアジアに進出することを検討しました。台湾以外にも上海、香港、シンガポールについても市場調査を行ったうえで、最終的には台湾への進出を決めました。

台湾を初の海外進出先に決めた理由は主に2点あり、1つ目は、台湾は中国に比べて海外送金に対する規制が低いこと、また2つ目はシンプルに台湾からの問い合わせが非常に多かったことが挙げられます。海外進出検討の市場調査を行っていた3年の間に受けた問い合わせの内、8～9割程は台湾からでした。現時点で既に台湾投資家から管理受託をしている案件は、7棟あり、受託見込みの案件も含めると8～9棟の規模まで成長しています。

### 一 台湾富裕層の日本不動産投資の傾向について

当社は、台湾市場においても日本と同様、富裕層をターゲットに事業を行っています。台湾の投資家が日本の不動産に興味を持つ背景は、魅力的な投資先を探して海外に目を向けている状況があります。ここ数年過熱状態が続いていた台湾の不動産市場は、台湾政府によるぜいたく税の導入や不動産取引正価格登録制度(不動産取引後の所有権の

## 日本企業から見た台湾

移行完了後、30日以内に取引内容を管轄の地政事務所まで登録する制度)の開始により、価格上昇が鈍化しています。台湾の不動産投資の特徴として、賃貸料が低く投資利回りが低いため、キャピタルゲインを狙った投資が行われています。そのキャピタルゲインが見込みにくくなった今、投資家は国内の不動産投資に慎重になっています。また、株式市場についても、必ずしも良い状態ではありません。そこで、台湾に比べて賃貸により高い利回りが期待できる日本の不動産へ注目が集まっています。

台湾投資家に人気のある物件は、1階の区分店舗物件です。特に、セブンイレブン、ファミリーマート、マクドナルド、モスバーガー等、台湾でも認知度の高い小売事業者が入居している物件は、人気が高くなっています。また、商習慣の違いかもしれませんが、台湾の投資家は日本人が避けがちな区分所有権や借地権となる物件を抵抗なく購入するケースも多くなっています。

### 東京都心の不動産投資状況について

東京都心の不動産市場は、買い手市場から売り手市場へと潮目が変わってきています。リーマンショック以降は、指値での成約が一般的でしたが、今年の年明けから、都心で立地条件・建物の状態などの良い物件に関して、出値での購入申込が殺到するようになりました。また、最近ではその流れがさらに加速し、出値よりも高い値段で入札しないと成約にならないケースさえも出てきています。政権交代の前から、少しずつこのような傾向はありましたが、アベノミクス効果による影響も含めて、不動産売買が活発に行われるようになっていきます。

### 貴社の強みについて

当社では、売買・賃貸・管理など不動産に関連する幅広いサービスを提供しています。同業他社の中には、売買、賃貸、管理それぞれのサービスに別の担当者が付くことがあり、相談内容により担当者がかかるように、顧客側からみると不便な組織形態になっているケースがあります。これに対して、当社では顧客に1人の担当者がつくことで、お客様の不動産資産管理を一手に引き受けられることができ、安心してすべ

てを任せて頂けます。イメージとしては、お客様の不動産資産に関するプライベートバンカーのような不動産事業者を目指しています。

ワンストップサービスの強みを活かすという点で、当社では区分店舗物件だけでなく、一棟購入のサポートも行っています。一棟をまとめて購入した場合、土地の所有権を得られる点、稼働率向上などの為に改装をする際についても自由度がある点が主なメリットです。一方、一棟購入する場合、ビル管理会社や不動産会社による貸し出しのサポートサービスなどを自身で行わなければならないというデメリットもありますが、そこを当社がワンストップでサービスを提供することで、台湾の顧客に安心して投資をして頂く事が可能です。

### 今後の事業展望について

現時点では台湾進出3カ月ということで、まずは事業を軌道に乗せることが第一ですが、その後は、台北に留まらず台中、高雄などへと事業拠点の拡大を考えています。また、海外進出の第一例として成果に結び付け、今後他国への展開の成功モデルにしたいと考えています。

円安の影響により、問い合わせ件数や成約件数も増えてきています。このような状況の中、お客様の信用獲得から顧客拡大を図り、事業拡大へとつなげていこうと思います。単なるビル管理や賃貸仲介の会社ではなく、お客様の不動産を中心とした資産管理の問題を解決出来るように、台湾でも事業展開を行っていこうと考えています。

### ありがとうございました。

#### 東京陽光不動産股份有限公司の基本データ

会社名	東京陽光不動産股份有限公司
設立	2013年2月
董事長	堀口智顕
資本金	1,000万台湾元
社員数	2名
事業内容	対日不動産投資コンサルティング事業

注)2013年6月時点のデータによる  
出所)公開資料及びヒアリングよりNRI整理

## 台湾マクロ経済指標

年月別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (億米ドル)				物価年増率(%)		為替レート				
	実質GDP (100万元)	経済 成長率(%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易収支	卸売物価	消費者 物価	NTD/USD	JPY/USD				
2006年	12,243,471	5.44	4.50	13,969,247	1,591,093	2,240.2	12.9	2,027.0	11.0	213.2	34.8	5.63	0.60	32.53	116.30	
2007年	12,975,985	5.98	8.34	15,361,173	999,633	2,466.8	10.1	2,192.5	8.2	274.3	28.6	6.47	1.80	32.84	117.75	
2008年	13,070,681	0.73	-1.56	8,237,114	439,667	2,556.3	3.6	2,404.5	9.7	151.8	-44.6	5.15	3.53	31.52	103.36	
2009年	12,834,049	-1.81	-7.97	4,797,891	238,961	2,036.7	-20.3	1,743.7	-27.5	293.0	93.0	-8.74	-0.87	33.05	93.57	
2010年	14,215,069	10.76	28.60	3,811,565	400,494	2,746.0	34.8	2,512.4	44.1	233.6	-20.3	5.46	0.96	31.64	87.78	
2011年	14,792,928	4.07	5.12	4,955,435	444,867	3,082.6	12.3	2,814.4	12.0	268.2	14.8	4.32	1.42	29.46	79.81	
2012年	3,641,024	-0.12	4月	-1.96	772,706	34,900	255.2	-6.5	248.2	1.9	7.0	-76.4	-0.56	1.44	29.50	81.49
5月			-0.02	286,172	21,453	261.0	-6.3	238.2	-10.5	22.7	84.7	-0.88	1.74	29.52	79.72	
6月			-2.16	247,071	15,848	243.6	-3.2	217.7	-8.4	25.8	87.5	-1.77	1.77	29.95	79.32	
	3,814,411	0.73	7月	-0.11	429,491	66,145	249.0	-11.5	239.4	-3.2	9.6	-71.5	-1.56	2.46	30.01	78.98
8月			1.29	289,285	37,581	247.5	-4.0	213.8	-7.6	33.6	27.2	-0.91	3.43	29.99	78.66	
9月			3.06	852,445	27,972	271.6	10.3	230.9	1.3	40.6	124.7	-2.35	2.95	29.61	78.17	
	3,955,284	3.97	10月	4.74	366,574	51,154	265.2	-1.9	232.6	-1.8	32.5	-2.6	-3.73	2.33	29.34	78.97
11月			5.35	329,583	13,088	248.9	0.8	214.9	0.1	34.0	5.7	-3.92	1.59	29.19	80.79	
12月			2.54	929,633	13,337	260.8	8.9	219.6	1.6	41.1	77.4	-3.95	1.60	29.12	83.58	
2013年	3,637,682	1.67	1月	20.66	308,910	15,249	256.7	21.7	251.6	22.2	5.1	-0.2	-3.83	1.12	29.18	89.16
2月			-11.84	544,861	23,375	197.3	-15.8	188.1	-8.5	9.2	-67.9	-2.19	2.96	29.67	93.17	
3月			-2.98	406,011	41,715	272.3	3.3	240.3	0.2	32.0	33.8	-3.10	1.37	29.80	94.79	

出所：中華民國經濟部統計処

## インフォメーション・コーナー

# 2013年台北電腦応用展 (Taipei Computer Applications Show 2013)

<b>概要</b>	台北電腦応用展は世界各国のPCや周辺機器、デジタルコンテンツ等が一堂に展示される見本市である。今年で23回目の開催となり、毎年国内3C製品の重要なプラットフォームとなっている。昨年は、約200社がおよそ1300ブースを出展し、超軽量薄型ノートPC「ウルトラブック」を焦点に、各社が新商品を展示、即売を行った。 詳細は下記サイトまで： <a href="http://www.tica.tw/zh_TW/index.html">http://www.tica.tw/zh_TW/index.html</a>
<b>日時</b>	2013年8月1日(木)～8月5日(月)
<b>出品物及び 展示テーマ</b>	パソコン及び周辺器材    電子ビジネス専用ソフト    ネットワーク応用製品    情報関連書籍 オンラインゲームソフト    マルチメディア製品    デジタルカメラ及びデジタル家電 等
<b>展示会場</b>	台北世界貿易センター一館(台北市信義区信義路五段5號)
<b>主催</b>	主催：中華民國對外貿易發展協會(TAITRA) 台北市電腦商業同業公会
<b>お問合せ及び 資料請求</b>	台湾貿易センター(TAITRA)東京事務所 TEL:03-3514-4700 FAX:03-3514-4707 E-mail:tokyo@taitra.gr.jp 中華民國對外貿易發展協會(TAITRA) TEL:886-2-2725-5200(内線2633:余雯玲) Email: tica-show@taitra.org.tw

**ジャパンデスク連絡窓口 (日本語でどうぞ)** ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部  
投資業務処

台北市館前路71号8F  
TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497  
担当：陳惠欽 ext.218

野村総合研究所  
台北支店

台北市敦化北路168号10F-F室  
TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621  
担当：田崎嘉邦 ext.130 / 平山直人 ext.135 / 洪采瀝 ext.121

野村総合研究所  
経営コンサルティング部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル  
TEL: 03-5533-2709(直通) / FAX: 03-5533-2537  
担当：杉本洋

● ジャパンデスク専用 E-mail:japandesk@nri.co.jp ● ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。